

琵琶湖周辺地域の魅力発信業務 公募型プロポーザル方式実施要項

1 対象事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本市への国内・外からの観光客や宿泊施設の利用が大幅に減少し、今後の感染収束時期を見極めつつ県外からの観光客の獲得と観光需要の回復に向けた反転攻勢の備えが必要とされています。

本市においては、琵琶湖周辺地域において体験（自転車、ボート、ゴルフ、湖上アクティビティ）や琵琶湖付近の景色（琵琶湖大橋）、宿泊施設やショッピングモール（ホテル、ピエリ守山）など誘客できる観光資源が十分に整っており、これらを効果的に発信することで県外からの認知度を高め、国内からの観光客増加を図るとともに今後のインバウンド受け入れ体制づくりにつなげるため、本業務において既にある観光資源を活かし、高度な撮影技術による写真や動画等の媒体制作と県外への効果的な発信を行うことを目的としています。

2 業務名

琵琶湖周辺地域の魅力発信業務

3 業務場所

守山市役所ほか

4 業務内容

別紙「琵琶湖周辺地域の魅力発信業務 特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 2,250,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から令和3年3月25日まで

7 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

本業務は、琵琶湖周辺地域で既に数多く存在する観光資源を取りまとめ、効果的に発信する中で「守山市」の認知度を高め、県外からの観光客を受け入れることを目的としています。そのため、映像・写真の高度な撮影技術と全国規模の情報発信のノウハウを持ち、効果的な企画立案、PR施策展開ができる技術を必要とすることから、公募プロポーザル方式を採用するものです。

8 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

- | | |
|---------------|-------------|
| ・実施要項発表 | 令和2年8月6日(木) |
| ・質問締切 | 8月19日(火) |
| ・質問回答 | 8月21日(金) |
| ・提案書提出期限(必着) | 8月31日(月) |
| ・書類審査、プレゼン案内 | 9月3日(木) |
| ・プレゼン審査(予定) | 9月8日(火) |
| ・最終審査結果通知(予定) | 9月11日(金) |

10 公募条件、応募期間、募集方法

別紙「琵琶湖周辺地域の魅力発信業務の実施にかかる公告」および「公募型プロポーザル方式提案業者募集要項」のとおり

11 プロポーザル方式等の実施概要

提出された提案書、提出書類をもとにプレゼンテーション審査を行う。募集要項に基づき、期限内に提出された書類(申込書や提案書等指定した書類)の要件を書類審査し、要件を満たした者で上位3者程度に対し、プレゼンテーション審査実施にかかる通知文を郵送する。なお、プレゼンテーションの審査結果については、令和2年9月11日以降に審査結果を通知する。

12 提案書作成要領

(1) プロポーザル提案内容について

業務を遂行するにあたり、以下について提案すること。

ア 実施方針

特記仕様書を踏まえた上で、業務の実施方針およびPR方法などについて、提案者の考え方を簡潔かつわかりやすく記載すること。

イ 現状と課題について

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、国・県の動向や社会情勢を踏まえたうえで、県外から「琵琶湖」を求めて観光に来られる目的やその客層などを分析しつつ、受け皿となる本市の琵琶湖周辺地域の観光資源について分析し、簡潔に今後のPRや呼び込みに向けた課題、対応策をまとめること。

ウ 今回実施する情報発信、情報拡散手法の企画内容について、以下(ア)から(エ)を踏まえてまとめ、わかりやすく記載すること。なお、上記イの課題と合わせ、

琵琶湖周辺地域の企業と意見交換を実施しターゲット層を決めるため、情報発信のターゲット層は一部に限定せず、どの層に対しても対応できること。

(ア) 情報発信企画の計画（スケジュールは取材、撮影等のほか、業務報告に必要な期間など含め、本業務全体の計画を立てること）

(イ) 制作する媒体（写真・動画）の魅力や利便性（媒体は発注者の所有とし、本業務における情報発信だけでなく、今後のPRにおいても使用できることを目的としている）

(ウ) 誘客および県外在住者へ「守山市」を認知してもらうための情報発信方法

(エ) 業務報告の方針

※今回の業務では、仕様書のとおり、最終業務実績報告の際に実施した情報発信施策の報告書をまとめることとしており、報告の方針を簡潔にまとめること。

エ 情報の収集方法について

業務の実施にあたっては、現状の社会情勢を踏まえた全国、関西および県規模の観光ニーズの把握や観光業の主体となる守山市の民間事業者が求めるターゲット層の把握が重要である。そのため、情報の収集方法や民間事業者との意見交換の内容について想定される質問事項を示すこと。

オ その他提案事項（特筆すべき本市にとって有益な提案事項）

仕様書に定めていない事項、あるいは今後本市の進める琵琶湖周辺地域の観光施策にとって、特筆すべき有益な提案事項がある場合には記載すること。なお、追加費用が必要とされるものは、予算面についても提案すること。

カ 提案内容への注意事項

(ア) 提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。

(イ) 提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。

(ウ) なお、今般採点項目については、後述に記載している。同内容を踏まえつつ、上記ア、イ、ウ、エ、オの内容は、提案書において各項目が個別に見やすく、わかりやすく説明するよう配慮すること。

(2) 提案書の様式および部数 各5部

次の書類は指定部数を紙で提出すること。また、②、③、④、⑤、⑥、⑦については電子媒体（CD-R 1部）でも提出すること。

① 提案書鑑（提案様式1）

② 提案者（会社）概要書等（提案様式2）

③ 提案者実績（提案様式3）

④ 提案者実施体制（提案様式4）

⑤ 提案書（任意様式）

⑥ 業務工程表（提案様式5もしくは任意様式でも可）

⑦ 見積書（提案様式6）

(3) 提出方法

提出場所へ持参・もしくは郵送（期限内に必着とし、消印有効ではない）とする。なお、提出した書類は、差し替えおよび再提出は認めない。

(4) 提出期限

令和2年8月31日（月）正午まで

(5) 提出場所

守山市総合政策部地域振興課

(6) 記入上の注意

- ・ 特記仕様書等を熟読のこと。
- ・ 提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

13 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（提案様式7）にて、令和2年8月19日（水）午後5時までに上記12(5)提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等（当日消印有効）によるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は上記12(5)提出場所の窓口および市のホームページで8月21日（金）までに掲載する。

14 予備審査の実施および結果通知

(1) 予備（書類）審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記12(2)の提出書類をもとに予備審査を行い、3社程度を選定後、令和2年9月3日以降に予備審査結果を通知する。また、予備審査通過者にはプレゼンテーションの実施を通知する。

(2) 審査員構成

書類審査は、地域振興課係長、地域振興課主幹、地方創生技術指導員の3人の審査員が行う。

(3) 審査項目

- ア 募集要項に関する要件審査（同種・類似の業務実績は件数、内容を評価）
- イ 本業務への理解度（現状と課題分析含む）
- ウ 年度内における情報発信企画の計画性、実効性
- エ 写真・動画撮影の技術力や観光地としての魅力をわかりやすく伝えられるか

- オ 情報収集や各種調整などにかかる実施体制の実現性（業務関与度）
- カ 新型コロナウイルス感染予防策

15 プレゼンテーション審査の実施および結果通知

(1) 審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記 12(2)の提出書類をもとに、プレゼンテーション審査により業者を決定し、令和2年9月11日以降に審査結果を通知する。

(2) 審査員構成

プロポーザルの審査は、本市政策監、政策員、地方創生技術指導員、商工観光課参事、地域振興課主幹の5人の審査員が行う。

(3) 審査項目

- ア 募集要項に関する要件審査（同種・類似の業務実績は件数、内容を評価）
- イ 本業務への理解度（現状と課題分析含む）
- ウ 年度内における情報発信企画の計画性、実効性
- エ 写真・動画撮影の技術力や観光地としての魅力をわかりやすく伝えられるか
- オ 情報収集や各種調整などにかかる実施体制の実現性（業務関与度）
- カ 琵琶湖周辺地域の魅力発信への期待度
- キ 本市にとって有益な追加提案事項の実現性、期待度
- ク 提案内容全体から感じられる意欲・積極性（提案書のわかりやすさ）
- ケ 新型コロナウイルス感染予防策
- コ 見積金額の妥当性

(4) 審査スケジュール

本実施要項9に掲げるとおり

※プレゼンテーション審査の詳細については別途通知文による案内する。現時点での予定は以下のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">ア プレゼンテーションは1社20分以内とし、質疑応答10分として実施する。なお、5分程度の準備時間を別途設ける。イ プレゼンテーションは本業務遂行の責任者もしくは推進担当者が実施すること。ウ <u>プレゼンテーションは提案書をもって行うこととし、提案書以外の追加資料は認めない。</u>エ プレゼンテーションの実施にあたり、パソコンは提案者で用意すること。プロジェクター、スクリーン、延長コードについては本市にて準備する。オ プレゼンテーションの説明のため会場に入れるのは予定技術者を含め |
|--|

3名以内とする。

カ 欠席をした場合は、提案者の審査、評価および選定から除外し失格とする。

(5) 選定

ア 審査委員において、提案書内容を総合的に審査および評価を行い、最高得点者を本業務の受注候補者として選定する。

イ 最高得点の者が複数となった場合は、価格により順位を決定する。

ウ 提案書内容等について、審査の過程で記載された内容に確認、質問事項等があった場合については、個別に本市から提案者に確認することとする。

(6) 審査結果の通知

令和2年9月11日（金）以降に審査結果の通知文を発送する。

16 失格条項等

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査し、その参加者を失格とする。

(1) 提案書の提出書類の提出方法、提出先に適合しない場合。

(2) 提案書の提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

(3) 提案書の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

(4) 本提案依頼書に定められた方法以外の手法により、市の職員にプロポーザルに対する援助を直接、間接に求めた場合。

(5) 本提案書の内容に違反または逸脱した場合。

17 審査結果に対する苦情申立てについて

審査結果について不服がある場合、審査結果の通知があった日から7日（守山市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、市長に対して文書により苦情の申立てを行うことができる。

この申立てをする場合、守山市総合政策部地域振興課までその旨を記載した苦情申立書（提案様式8）にて提出すること。

18 提案書等の取り扱い

(1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属することとする。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書等は返却しない。

(2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場

合がある。

19 提案に係る費用の負担に関する事項

- (1) 提案書の作成、提出、プレゼン審査およびその他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、返却しない。

20 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市総合政策部地域振興課 担当：福造

電話 077-582-1165

FAX 077-582-0539

E-mail chiikishinko@city.moriyama.lg.jp